

高商連ニュース

高知県商工団体連合会 NO.1025(54-18)
〒780-8035 高知市河ノ瀬町33
TEL088-832-4838 FAX088-832-3126
Eメール kosityoren@citrus.ocn.ne.jp
ホームページ kosityoren.jp
このニュースはホームページでもご覧になれます



QRコード

インボイス学習、反対運動を力に仲間増やしを

■2022年 秋の運動 (仲間増やし)

10/10 現在	拡 大					成果 会員
	読者	会員	共済	婦人	青年	
安芸	0	0	0	0	0	0
香美郡	1	1	3	0	0	1
南国	2	0	2	0	0	1
高知	4	0	2	0	0	3
仁淀川	0	0	0	0	0	0
須崎	1	0	0	0	0	1
中村	1	1	0	0	0	0
計	9	2	7	0	0	6

成果会員：読者か会員を拡大した会員(紹介含む)

◆知っているか？
◆知っている (65 (81%))
◆知らない (11 (14%))
※無記入：4

◆回答数80名
①「インボイス制度」の内容を知っていますか？

インボイス影響ある7割
高知民商がアンケート調査
9月のインボイス学習会参加者の方に。学習会後にアンケートの

高知市を除く県下の高知新聞に折り込みします。仲間増やしのきっかけ、力にしましょう。*高知民商はポスティングします。

インボイスとは、税務署の登録番号と消費税額等を記載した請求書や領収書です。

消費税の納税の仕組み

売上げに含まれる消費税 100
仕入れ・経費で払った消費税 80
仕入税額控除
= 納税する消費税 20

インボイス制度が実施されるとどうなるか？

- 消費税込一般課税事業者・売上5000万円超の事業者は、インボイスがない分の「仕入税額控除」ができず、その分納税額が増えます。
- 取引先にインボイスを請求したい。でも、押し付けるようなやり方をすると、優遇的地位の奪取になり、独占禁止法上、問題になる恐れがあります。
- 消費税込免税事業者・売上1000万円以下の事業者は、大変です！
- 売上の事業者からインボイスの発行または消費税分の増下げを求められる可能性があります。
- 取引先や元請、業務委託先から取引を断られる
- 値引きや値上げ下げを求められる
- 課税業者になるよう要求され、消費税の確定申告・納税が必要になる
- *すでにインボイスの登録番号を求められている事業者もいます。

10/17 高知新聞に折込み

インボイスが実施されたら活動継続できない

9月29日、上岡仁淀川民商会長と入江県連事務局長は、「とさし旬物クラブ」の代表を訪問し、インボイス制度について懇談しました。懇談は同じ地区にいる、前田元民商副会長が段取りしました。

同クラブは、土佐市高岡地区の地産地消に取り組む農家のグループで、20年の歴史があります。地元農産物の同市給食センターへの納品、焼き肉のタレの製造・販売(地場産品直販所やスーパーでの委託販売)などを行っています。県からすすめられアグリコレット(JA高知の農産物直売所)にも出品。また、小中学校に出向いての「食育教育」にも携わっています。

クラブの代表は、「給食センターからはインボイスが発行できなければ納品を受けられないと言われている。グループのメンバーに課税事業者になってとも言えない。インボイスが実施されたら今までの活動は継続できないのでは」と語ります。

上岡会長と入江事務局長は、「今までどおり取引できるように市長や担当課と話し合っているのではどうか」「民商としても申入れ、懇談をします」と述べました。

署名をお願いすると、「毎月の集まりがあるので、そこでメンバーに訴えます」と署名用紙を預かってくださいました。

事前に資料は送っていましたが、代表は民商が、どんな組織かは知らず、「インボイスをすすめるには周知のこと」として訪問したことは、反省させられました。

(10/10仁淀川民商ニュース)

いの町の生活再建・伴走型の滞納整理の取り組み⑦

7 生活再建に向けたいの町の将来的展望
何故、今、生活困窮者対策が必要なのでしょう。

低所得者層に対する差押による一方的な徴収は、生活困窮の妨げとなるだけでなく、精神的に追い詰め、破綻の途を招き、当然に納付意欲の向上にも繋がりにません。頼りがいのある行政・町民生活の安定こそが将来的な納付意欲の向上にも繋がっていきます。

先にも述べましたように多重債務者対策の一環として取り組んでいる貸金業者に対する過払金差押は、滞納者の生活困窮からの脱却と同時に滞納解消へと繋がっていき、その後の生活にもゆとりを持った生きがいを感じることができるよう生活を送ることが出来ます。

行政こそが、町民にとって最後の希望であるべきです。

本町では、現在債権管理課において生活再建型滞納整理として「多重債務者対策」を中心に日頃の納付相談を通じて、生活困窮者の発見に努めています。

そして、債権管理連絡会議を通じて、行政としてどのような救済策を講じていくのがその方にとって真の意味での自立支援に繋がっていくのかを日々研鑽しています。しかしながら、当課のみでは町内に居住するすべての生活困窮者を把握し生活改善へと導いていくことには限界があります。そのため、関係各課とより緊密な連携体制を構築していく必要があります。

例えば、当町では、ほけん福祉課の管轄である地域包括支援センター(高齢者の介護予防サービス・保健福祉サービス・日常生活支援の相談)、いの町自殺対策ネットワーク会議(自殺対策の課題の解決に向けた協議)、いの町自殺対策庁内ワーキング会議(職員の意識向上、庁内の連携、情報共有等)等があり、家庭内DV、ひきこもり、アルコール依存症、ギャンブル依存症、借金依存症など様々な町民の方の心の悩みや、借金問題などに対応することが出来る組織があります。

また、外部機関として社会福祉協議会では、①生活福祉資金貸付制度、②生活困窮者自立支援制度、③日常生活支援自立支援事業、④フードバンク、⑤その他(なんでも相談)など支援事業を行っています。当課としては、これら関係機関とより緊密に連携していくため債権管理連絡会議を通じて、適切に生活困窮者等の方の支援をより一層強化していきたいと考えています。

また、当課では本年度をめどに生活再建マニュアルを策定することを予定しており、これまでの当課での取り組みをよりわかりやすく体系化することにより次世代の職員へと繋いでいきたいと考えています。